

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年8月10日)

○ 樋口龍馬委員長

定刻を過ぎましたので、スポーツ振興条例調査特別委員会を開会いたします。

本日は、土井委員より欠席のご連絡をいただいております。

先日は、2泊3日の厳しい行程の中での視察、大変ありがとうございました。また、日置委員におかれましては、ただいま皆様のお手元に写真を配付いただいたところでございます。ご配慮いただきありがとうございます。

皆様のお手元には、今回の視察の精算の表をご用意させていただいておりますし、また、袋のほうに、参加された方につきましては精算金が準備されておりますので、速やかに収納していただくようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、今回の視察、また、前回の専門的知見の活用を反映させまして、私ども正副委員長の案を準備させていただいておりますし、お手元の資料についても確認をしていかなければなりませんので、まず、事務局のほうから、資料の確認、説明をお願いいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

座って失礼します。

まず、事項書をはねていただきまして、A3の資料になります。左側が現時点での条例案の構成図になります。右側は今回ご提示させていただく修正案、こちらを比較させていただきます。右側の修正案の太字にさせていただいたところが、今回修正をさせていただくところでございます。

その具体的な内容につきまして、こちら9ページの冊子、スポーツ振興条例・逐条解説（案）の修正・追加箇所になります。こちらの冊子が今回ご提示させていただくものでございます。

参考といたしまして、前回、7月15日の委員会までで確認していただきました全ての逐条解説がこちらの10ページの冊子のものになります。

あと、参考の資料といたしまして、カラー刷りのドーピングの資料ともう一冊、こちら10ページぐらいの冊子になっていますドーピングの資料になります。

以上が本日の配付資料になります。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

お手元に配付資料が足りない方、ございませんでしょうか。

では、進めさせていただきます。

先ほど説明のありましたドーピング等の資料につきましては、修正部分を確認しながら逐次、理事者より説明をいただきたいというふうに考えておりますのでご理解ください。

では、お手元でございます、（仮称）四日市市スポーツ振興条例・逐条解説（案）、修正・追加箇所という冊子をおとりください。こちらの冊子をもとに進めてまいりたいというふうに考えてございます。今回、割と大きな修正となっておりますので、各条文ごとに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

第9条でございます。第9条につきましては、解説について追記をさせていただきました。

読み上げます。

本条では、スポーツ施設の整備、利用促進等について明記しています。スポーツ施設の整備は、市民等のスポーツライフを実現し、市民参加を促進するとともに、競技力の向上や障害者によるスポーツ活動の推進、また、地域スポーツコミッションを推進する上でも不可欠な基本的要素であり、公の役割として市が適切に環境整備の充実を図る必要があります。

以降が追記です。この点、県との連携を強化して県営スポーツ施設の整備を目指し、あるいは市営施設の整備・管理に対する支援を確保する取り組みも重要になりますというふうに、県との連携について明記をさせていただいております。

以降、ちょっと割愛させていただきまして、最後に、また、集客力のある主要施設については、公共施設として可能な範囲で民間資金等の新たな財源を確保する取り組みについて検討し、財源の限られるスポーツ団体等への支援に充てていくなど、スポーツの推進につなげていくことも期待されますというふうに追記をさせていただいております。

これは、専門的知見でも、笹岡委員のほうから資料の請求がございました、また、視察のほうでもさまざま皆様からご質問も出てまいりましたネーミングライツ等を含めた考え方ということで、後述の部分は追記をさせていただいているということでご理解をいただ

ければというふうに思います。

まず、第9条につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

最後の部分の、例えば、財源の限られるスポーツ団体等への支援というふうに決め打ちをしていくのはいかがなものかなど。やっぱり広く、たとえ財源があったとしても、これは差別をつけるのではなく、もちろんそれは各競技団体と話し合いの上だろうけれども、ここでもう財源の限られたという決め打ちが表現として正しいかどうかというのを議論していただければなという気がしたんだけど。

○ 樋口龍馬委員長

ただいまの笹岡委員のご意見は、この財源の限られるというところについて、削除をすることでクリアできるのかなというふうに感じるころではございますが、この表現につきまして、どなたか、ほかにご意見ございますでしょうか。

○ 早川新平委員

笹岡委員のご指摘のとおりやと思います。この財源の限られるという部分、委員長がおっしゃったように削除をして、それでクリアできるということには、私は賛同します。

○ 樋口龍馬委員長

賛同の表明をいただきました。

他にございますでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご異議なしというお声をいただきました。

こちらを削除したところで、執行部のほうで何らかの問題が起こるということも考えにくいことから、削除の方向にさせていただきたいというふうに考えますが、執行部の方、い

かがですか。特に問題ございませんか。

では、財源の限られるという文言につきまして削除をさせていただきたいというふうに考えますので、皆様、削除のほうをお願いいたします。

続きまして、第9条につきましてございます方、おみえになりましたら、挙手にてお願いいたします。

○ 森川 慎委員

前段の県営スポーツ施設の整備を目指し、なんですけれども、これだと、県営スポーツ施設の整備だけを目指すみたいにはなりませんかね。何か市としてもつくっていくみたいなことも後段に入ってくるんですかね。ちょっと表現の仕方かもしれませんけれども。

○ 樋口龍馬委員長

後段の中に、あるいは市営施設の整備、管理に対する支援を確保するというふうに明記させていただいていますことから、このままの表現でいかせていただいても私はいいのではないかなと感じるんですが、この件につきましても、他の委員さんで、もしご意見ございましたら。

○ 中川雅晶委員

これは、前段で、公の役割として市が適切に環境整備の充実を図る必要がありますってもう言い切っているんで、第一義は市ですよということはもう最初に言っているんで、あえてはないかなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

委員間討議になってきておりますが、森川委員、いかがでしょうか。そういった理解で。

○ 森川 慎委員

そうですね。

○ 樋口龍馬委員長

この件につきまして、他にございませんか。

○ 荻須智之委員

視察でも、やはり県営施設が市内にあるというのは物すごいメリットなんですね。三重県は、鈴鹿市の御菌町にたくさんの競技団体の競技場を集めましたので、四日市市には余りない状態になっています。以前、中央緑地公園のプールを整備したときは、コンビナート関係の財源もあったりとかで、四日市市が県に負けないぐらいの財力があってできたということなので、やはり県営施設をこっちへ呼び込むという努力も今後必要かなと思いますので、こういう文言は残っても、私はいいのではないかなと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

森川委員の意図としても、この文言の削除ではなく、さらに支援についてもより強く訴えるべきではないかという意見だというふうに私は理解しておりますが、この文言と先ほどの中川委員の整理で、こちらのほう、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、第9条につきまして他にございます方。

○ 笹岡秀太郎委員

当然、県との連携というのは大切にはなってくると思うんですけど、広域連携の行政、例えば北勢5市等のくくりの中で、特に四日市が担うことと、あるいは周りのまちで担っていただくことあたりもやっぱり視点に入れておくということも大事かなという気がするので、その辺の表現、例えば市じゃなくて広域行政として取り扱う、その視点というのも少し頭出しをしておいてもいいのではないかなという気がするんですけど。

例えば、立派な施設が菰野町にあるとするならば、我々はそれに競争する施設をつくる必要もさらさらないという気がするので、表現がちょっとおかしいかもわかりませんが、北勢共同圏の中でみんなで担っていく、そういう視点というのをどこかで入れていってもいいのかなという気がするんですけどね。

○ 樋口龍馬委員長

今ご提案をいただきました。広域行政という視点も、条例の中に盛り込んではいかがかという部分でございます。

この点につきましてなんですが、新しい視点でございますので、一度、正副委員長のほうで整理をさせていただきながら、盛り込める箇所について検討していきたいと思います。視点として用意することは重要かなというふうに感じておるところでございます。ただ、市の条例として適切なのかどうかということについても、一度、事務局とも整理をかけて、改めてこの部分についてはというふうに考えますが、この広域行政の視点について、追加で何らかご意見のあります方、おみえになりましたら、挙手にてお願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

ですから、特に県の施設が四日市にあるのか、あるいは周辺都市と共同して呼ぶのかというあたりもやはり視点としては必要だと思うので、県の施設も当然ながら四日市にあれば、それはありがたい話なんですけど、そういう広域行政という視点がどこかにあると、より効果的かなという気がするので発言させていただきました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、他に。

○ 三木 隆委員

確かに、例えばサッカーで、鈴鹿市、桑名市、仮に四日市にもチームができた場合に、やっぱりここも調整しないといけないような流れになってくると思いますので、やはりそういう視点は大事かなというふうに感じます。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

他市とか、北勢5市3町の議員とかから、やっぱりこれから財源もない時代なので広域の役割を持つものが必要やなということは、民間も含めて声はたくさん聞きます。

委員長がおっしゃったように、その部分をこれから何条のところに入れるのが一番適切かということだったら、第9条はあくまでも施設の整備、利用促進等となっておるので、その場所に入れるべきですが、入れる箇所としては正副委員長で考えていただければオーケーです。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

一度検討させていただいて、次回、ご披露できればなというふうに思うところでございます。

では、他にございますでしょうか、第9条について。

○ 中川雅晶委員

最後の、民間資金等の確保のところの、公共施設として可能な範囲でというのは、どういう意味合いなんですかね。

○ 樋口龍馬委員長

これなんですけど、前橋市だったと思うんですけども、ヤマダ電機のドームであったり、ヤマトの体育館であったり、これは愛称なのか名称なのかというような質問もありました。これは視察の中で笹岡委員だったと思うんですけど、確かに名称になってしまうと、やはりある程度力のある、かつ知名度もあって、行政にとってマイナスにならないようなところを狙い撃ちしていったからのネーミングライツの募集等を考えていかないことには、募集したけど集まらないだとか、どんどん値落ちがしてってしまうというようなことでは、かえって逆効果だろうなというようなお話もあったかと思います。

それらのことを考えますと、公共施設として何でもかんでもというわけにはいかんのかなというところで、可能な範囲でという文言を一言つけ加えさせていただいたというふうに理解いただければと思います。

○ 日置記平委員

四日市は、スポーツだけではなくて、四日市の施設、建物を建てるときに、民間企業が寄附をしてくれたものを受け入れる窓口というのはあったよね。昔はなかったけど。

○ 樋口龍馬委員長

川森課長、お願いします。

○ 川森スポーツ課長

申しわけございません。ちょっとその点については把握しておりません。余り聞いたことがないかなというふうに私の中で今は思っております。

○ 日置記平委員

調べておいてください。

例えばアメリカでは、仮に500億円の体育館が建つとしますよね。100億円はロッキードが寄附するとか、フォードが寄附するとか、全額フォードが寄附してそれを建てさせてもらうとかという、手を挙げてくれる企業があったんです。すると、正面玄関にその企業、フォードがこの施設は寄附してくれましたという看板が上がっているそうです。

これからの時代、都市行政、財政のいろいろな諸問題から、そういう広告、それから寄附等々も含めて、前向きに取り組んでいくことも大事かなというふうに思うんです。もしなければですよ、これを起点にして積極的に受け入れるような、窓口を開いていただいたらというふうに思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、次の条文に移っていきたいというふうに考えております。

2ページをお願いします。

生涯スポーツの推進の部分でございます。こちらのほうは修正となっておりますので、見え消し部分が前回の原案です。網がけ部分が追記をした部分、修正文言となっておりますので、読み上げをさせていただきます。こちらは条文本体にも修正が入っております。

生涯スポーツの推進。第11条、市は、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、以降をちょっと見え消しにして修正を加えております。並びに地域のスポーツ活動及び地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの推進に必要な施策を講ずるものとするというふうに変更をさせていただきました。

これは、前回の専門的知見の流れの中で、教授及び准教授から聞き取りをしていく、また意見交換をしていく中で、皆様と意識を共有できたというふうにした部分についての修正となっております。

また、それに伴いまして、解説についても追記及び修正がございますので、全文読み上げをさせていただきます。

本条では、子供から大人、高齢者や障害のある人など、全ての市民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう環境づくりを進め、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる四日市市の実現を目指し、スポーツ活動に参加する機会を提供することを定めています。

この後の文章は修正となっております。また、生涯スポーツの推進を図っていく上では、地域住民のニーズに対応した事業の実施が重視されることから、その基盤となる地域のスポーツ活動や地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの推進に必要な施策を講ずることを定めています。地域のスポーツ活動を推進することにより市民交流や地域コミュニティの形成が促進され、スポーツが地域課題の解決やまちの活性化につながることも期待されますと、特に後段の部分が、大きく専門的知見での意見交換を受けての修正となっているということをご承知おきください。

では、この第11条につきまして、ご議論いただきたいというふうに思います。

この件につきまして、ご意見等ございます方、挙手にてお願いいたします。

○ 三木 隆委員

条文の中で、「並びに」、「及び」ってなっていて、ここのくだりをもう少し丸で区切るなりしたほうがよろしいかと思えます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この「並びに」と「及び」につきましては、行政的にルールが一定ありますので、事務局のほうより説明をさせます。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

こういった法律ですとか条例の用語の使い方には一定ルールがございまして、今回、「並びに」と「及び」、これは同じようなものを並列するときの使い方ですけれども、まず、何個も同じようなものを同列にする場合に、「及び」というものは小さなまとまりに使うものとなっております。ですので、地域のスポーツ活動と地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツ、この二つの推進ですね、これを小さなくくりといたしまして、それから、その前にありますスポーツ活動に参加する機会の提供、こういうグルーピングで大きなくくりを「並びに」ということで接続すると、こういった用語の使い方になっておりますので、補足説明とさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

というような状況でございますので、ご理解いただければというふうに存じます。

他にございます方、お願いいたします。

○ 加納康樹委員

まず、教えていただきたいのが、修正前の第11条では、結びとしては人材育成というところで結んでいたものが、修正では大きく全般の必要な施策をとということに切りかわっているというところの変更って、前回の流れなんでしたっけ。ちょっと記憶が定かじゃないので、もう一度説明してください。

○ 樋口龍馬委員長

これは、スポーツ推進を進めることによって、まちづくりにつなげていくということの

重要性についてということで、専門的知見の意見交換の中で皆様とともに一定たどり着いた点であったかなど。人材育成等については、生涯スポーツ中での人材育成というよりも、さまざまなパートでの育成ということで、後段で割合と、指導者の育成であったり、選手の育成というところでも出てくるところでございます。地域スポーツクラブの活動を行う人材の育成というふうな小さな視点でまとめてしまうのではなくて、より広くまちづくりにつながっていくような視点で施策を講じていこうというような条文に変更させていただいたというところでございますが、補足があれば、事務局のほう、お願いいたします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

まさに今委員長からご説明のあったとおりでございます。生涯スポーツがまちづくり副次的効果があるというふうに三重大の大隈准教授もおっしゃられていたと思うんですけども、人材の育成ですとか、そのあたりに限ってしまうと、なかなかそこまでつながるというふうに読み込めないのではないかとということで、今回はより広い概念として表現できないかとということで工夫をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

より広義な形での変更ということであれば、私としては了としたいと思います。

もう一点だけ確認なんですけど、狭いニュアンスだった改正前というか、従前の第11条は努めるものとするであったのが、より広くしたのに講ずるものとするという、広い範囲だけどちょっときつい表現にもなったというところのあたりも今の委員長の文脈なのかなとは思いますが、主に、修正後、講ずるものとすると言い切ったというところの意味合いを改めてお示しいただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

加納委員の言われるとおり、かなり厳しく政策に反映させていくために、この文言を採用したということでございます。

○ 加納康樹委員

私してもより広く、より強くというところでは、この文章としては了としたいと思いますが、当然、事前の調整もあったかと思うんですが、理事者のほうとしても、この表現は許容の範囲という見解なんではないでしょうか。もしご意見があれば。

○ 川森スポーツ課長

先ほどの点につきまして、おっしゃっていただいたところ、努めるという表現、それから講ずるという表現、私どもとしましては、より重くということとして受けとめなければいけないなというふうには認識しているところでございます。ただ、それが絶対100%なのかというところの表現とまでは、私どもは解釈はしておりません。

○ 加納康樹委員

条例の条文ですので、確かに講ずるものとする、講じなければならない云々とはまた違うんだろうなとは思っておりますので、私としてはこの変更の意図は理解をしましたので、これでいいと思いました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

では、他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

条文に関して異議はないんですが、解説の中で、一番最後のところ、地域のスポーツ活動を推進することによりというところから、最後、スポーツが地域課題の解決やまちの活性化につながることも期待されるとあるんですけど、地域課題の解決というのはちょっと言い過ぎかなとかとかいうか、課題もいろいろあって、なかなかスポーツでは解決し切れないよというところもあるので、もう少し、確かにその前段の市民交流や地域コミュニティの形成が促進をされることによって、いかにこのスポーツ政策をまちづくりに連動させるかというところの学識者の所見はあったので、するとすれば最後に、スポーツがまちづくりに寄与する等とかという形で、まちづくりというところにとどめておいたほうが誤解を招かないかなとかって個人的には少し思うんですが、その辺は、委員長、ここは

多分思い入れがあって書かれたのかもしれないので。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

地域課題の解決とまちの活性化を並列していて、つながるというふうに接続しておりますので、解決をまさにするというよりも、地縁をつくる効果であったり解決に対していい働きをしていくという意味合いで書かせていただいておりますが、誤解を招くということであれば、例えばスポーツがまちの活性化や地域課題の解決につながるというような感じで書き直させていただけば、少し中川委員の言われるようなニュアンスに近づくのかなと今感じるところでありますが、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

そうですね。

○ 樋口龍馬委員長

地域課題の解決という文言とまちの活性化という文言を前後入れかえさせていただきたいというふうに思いますので、そのようにご修正をお願いいたします。

ご意見いろいろとありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、次にまいりたいというふうに思います。

3 ページです。

こちらは、今回、最も大きな変更というか、条項自体を追加したものです。ですので、一から読み上げさせていただきます。

追加条項です。子供の心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等。

第12条、市は、次代を担う子供の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識の普及啓発、スポーツ教室の実施その他子供のスポーツ活動の充実に向けた取り組みの促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

解説。本条では、子供の心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等について明記しています。

生涯スポーツを推進し、市民が生涯にわたり健康を保持増進することは、本条例の基本政策であり、これを具体的に推進するためには、保護者の経済力に関わらず子どもの頃からスポーツを通じて体を動かすことの喜びに親しみ、健全な心身の発達や体力向上を図ることができる環境づくりを進める必要があります。

また、幼少期に心身の発達や体力向上が健全に培われることは、将来のスポーツ選手としての競技力向上や人格形成、指導者としての素養の育成につながることも期待できます。

市は保育園、幼稚園、小中学校といった子ども、子育ての大事な時期を担っていることから、科学や医学的知見を活用してスポーツに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、スポーツ教室などを通じて次代を担う子供たちにスポーツと出会い親しむ機会を提供し、自分の知らないスポーツとの初めての出会いを楽しみや能力向上につなげていくことができるよう、幼少期のスポーツ活動の充実に向けた取り組みの促進に必要な施策を講ずることを定めていますというふうにさせていただきました。

この点につきましては、熊谷市さんなんかでは、トップアスリートの雇用というのがございました。その中で、どういうふうに活用されるんですかという話を皆さんも聞かれたと思います。学校のほうに簡単なかけっこ指導であったり、体育の指導に行くということであったり、また、新潟市のアルビレックスで見させていただいたときも、各地の保育園、幼稚園に出向いて行って、サッカー教室を通じて子供たちにスポーツに親しんでいただくような環境づくりを目指している、こんな話もあったように私は記憶しておるところでございますし、専門的知見の中でも、子供のスポーツへのファーストタッチの重要さというところについては、教授からもお話をいただいたところでございますので、このような条項を追加するということがふさわしいというふうに正副委員長で考えまして、追記を

させていただきます。

新しい条項でございますので、議論を深めていただきたいというふうに考えておるところでございます。ご意見、ご質問等ございます方は、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 萩須智之委員

大賛成です。日ごろ定常的に運動をやっていただくという理想は、40分間のエアロビクスを週3回ということで、40分1回やらすと、もう二度と来ないんですね、運動経験のない方は。ですので、小中学校のときに何らかの運動を経験するということがいかに一生大事かということの後ろ盾になると思いますので、非常にありがたい条文だと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にご意見ございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

大賛成です。私もずっと、やっぱり子供たちにスポーツと出会う機会をどう確保していくかというところを、うまく条文に盛り込んでいただいたというふうに評価しますので、ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

ないようでしたら、次に進めさせていただきたいと存じます。よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、続きまして4ページ、第13条、これは修正及び条項のずれを直したものでございます。一読するというよりも、細かく指摘をしてというか、ご説明を申し上げていきたいというふうに思います。

競技水準の向上というふうに書いておりました。これ、皆様の中で大変ご議論のあった、トップアスリートの養成条例になってしまうのではないか等のご懸念をいただいていた部分でございます。ですので、それは違うんだというお話をずっとさせてきていただきました。ただし、誤解を招くような表現等について、大きく修正を加えた部分でございます。

まず、競技水準の向上等ということで、「等」を入れさせていただいております。

「市は、」の後に、市のスポーツ選手及び、これも前回の議論の中で、たしか中川委員からご指摘をいただいた部分かと思いますが、「市の」を追記させていただきました。市のスポーツ選手及びスポーツチームの競技水準の向上を図るため、スポーツ関連団体等と協力して、この後、トップアスリートを養成する仕組みの構築、この部分について削除をさせていただき、修正文言を加えてございます。スポーツ関連団体等と協力して、競技会への派遣、研修会または講習会の開催等による計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な施策を講ずるものとするというふうに、第1項を大きく変更させていただきました。ポイントといたしましては、トップアスリートという文言を削除して、競技にかかわる全ての人たちに対して枠を広げたような表現とさせていただいております。

続きまして、第2項、ここは全文削除をさせていただきました。と申しますのは、ドーピングや医学の知見、スポーツドクターの知見等についてというところで、これが果たして市の責務としてふさわしいのかどうかという議論の中で判断させていただき、削除をさせていただいたところでございます。

では、ドーピング等についてどのような取り組みがあるのかというところで、本日の配付資料について、執行部より説明を受けたいというふうに思います。

川森課長、お願いいたします。

○ 川森スポーツ課長

こちらのほうに用意させていただいたのは、三重県の体育協会の資料でございます。こちらのほうはチラシになっておりますし、それから、こちらのほうはテレホンの相談に関するといえますか、相談をする案内をしているカードということでございます。それから、質疑応答集みたいな形で三重県体育協会がまとめた、「ドーピング違反かも!？」というものがございます。

これらにつきましては、三重県の体育協会が日本体育協会からの指導といえますか、それを受けて、各傘下の体育協会であったりとか、あるいは種目団体であったりとかというところに対して、さまざまなドーピングに対する啓蒙、啓発を行っているということ、そして、種目団体に対しては、研修会等でもこういったことに努めてほしいということで、この質疑応答集も含めて説明会も行っているというふうに聞いております。

それから、この冊子の後ろのほうにもございますけれども、さまざまな形で相談事が多分生じるであろうということもあって、チラシのほうの裏側、こういう形で相談窓口を設けて、それぞれの連絡先として競技ごとの電話番号を設置して、公認スポーツファーマシストという方々が直接相談に応じさせていただく、薬剤師の方かなというふうに思っていますけれども、そういう形で取り組みをされているということでございます。

ただ、私どもも改めて読んではみましたがけれども、例えば普通私たちが使う医薬品等、風邪薬等々にも、意外とドーピングに違反するような形のものが含まれているということで、例えば4ページなんかで、服用してはいけない薬一覧ということで、総合感冒薬（風邪薬）に列記されている中になじみの深いものもございますけれども、こういったものもドーピングでひっかかりますよというようなことも案内をされているようでございますので、ドーピング検査のあるような大会等々、あるいはよくそういった大会に出場される方については、このあたりについて十分に認識をされて出場されているんだろうなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

資料についてのご説明はお聞き及びのとおりでございます。この資料につきましては、三重県体育協会であったり、日本体育協会の委託事業で準備しているものでございますので、質疑等はお控えいただければというふうに考えております。

この説明を受けて、結局十分というふうに感じているのかという確認をさせていただいたところ、この上にさらに市で何かを行うということは非常に難しいところがあるのではないかという回答も、行政部局からいただいていることをあわせて添えさせていただきます。これらのことより、第13条2項については全文を削除させていただきましたので、ここで条項ずれが起こって、第2項に次の文章、こちらにつきましては特段の修正は加えておりませんが、読み上げます。

市は、事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、事業者が有するスポーツチームとの連携及び民間活力の有効活用に努めるものとするというふうに条項ずれを訂正してございます。

続きまして、解説です。

解説の前段部分なのですが、障害者のスポーツについてどうなんだという話がございました。オリンピックがあるのにパラリンピックが書いていないのはというようなご指摘もいただいていたので、こちらについては素直に追記をさせていただいたところでございます。

2段落目に変更点となっております。

そのため、スポーツ関連団体と協力して、ここでトップアスリートを育成する仕組みについて触れていたんですが、先ほども申し上げましたように、条例本文のほうが大きく変更になりましたので、それに対応する形で解説を変更してございます。競技会への派遣、研修会または講習会の開催等による計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な施策を講ずるものとしています。各種大会への参加に際し、費用面で苦慮しているスポーツ関連団体もある中、市のスポーツ選手やスポーツチームがより一層競技力を発揮できるよう、国、県の役割や実施事業を踏まえた上で、市として必要な支援を堅実にやっていくことが重要だとさせていただきました。

後段部分、「また、」以降の打ち消しにつきましては、ドーピングに係る文言を削除したものでございますので、ご理解いただければというふうに存じます。

では、この第13条につきまして、ご意見、ご質問等ございます方は、挙手にてお願いをいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

条例としてはこれで私はいいいのかなと思いはするんですが、ただ、昨今、かなりやはり

ドーピングに関しては、全国的な意識も随分高くなってきたし、それから、今荻須委員が言われたように、子供の時からスポーツに親しむ環境というのを大事にしていこうという意味であれば、四日市市内の小中学校でも、四日市薬剤師会さんが薬事指導を実際、現実に担っていただいていますので、そういう部分の中で、行政としていわゆる競技の中でのドーピングというのも、相談された場合は答えられるような知識を薬剤師会さんにも持つておいていただくというような要請はしてもいいのかなという思いがありますので、特にここには載せなくてもいいので、理事者の側からこういう議論がなされているということ情報を流していただくということは大事かなというふうなことを思いますので、理事者がどういうふうに考えるか、ちょっとわかりませんが、そういうふうな意見を申し上げておきます。

○ 樋口龍馬委員長

ただいま、この計画については、私たちの特別委員会としては推進計画をいじることはいできないんですけれども、推進計画に深く携わる中で課長も補佐も来ていただいていますので、この件については意見としてとどめていただいて、何らか反映できる箇所があるようでしたら、ぜひ考慮いただきたいというふうに考えておるところでございます。

他にございますでしょうか。

○ 荻須智之委員

この競技会への派遣、研修会等ということで、トップアスリートという言葉はないんですけれども、恐らく全国大会とかオリンピックというのを念頭にされていると思います。この競技会へ行く前に、実はナショナルチームに入ると合宿というのがあるんですけど、実はそっちのほうが金がかかるんですわ。そういうのを入れていただけるといいう考えであれば、競技会等と違ってしていただくとありがたいかなと思うんですけれども、競技会そのもの以外にも、そういう資質とトップアスリートを養成維持するためには必要なことがあるというのを何とかしていただきたいなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

「等」を加えるべきかどうかというところですね。

この件につきまして、他にご意見ございます方、おみえになりましたら。

○ 早川新平委員

確認させてください。

第13条の冒頭で、市は、市のスポーツ選手って入れていただいたので、その後、及びスポーツチームというのは、このスポーツチームに市がかかっているのか、かかっていないのか。下の解説のところでは、「及び」を使っていなくて、「や」となっておるんやわな。だから、「や」ってなっていると、両方にかかっているんやなというのはわかりやすいんやけど、先ほどの三木委員の質問の中でもあった、この「及び」という文言、これ、どっちにかかっているのかな。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

私はかかっているというふうに理解をしているところでございますが、この件について補足を事務局、お願いします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

先ほど委員長からご説明ございましたように、これは、市のという文言は、スポーツ選手と及び以降のスポーツチーム、両方にかかるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

先ほど荻須委員からお話のあった部分も含めて、ご意見等ございます方、おみえになりましたら、挙手にてお願いいたします。

○ 森川 慎委員

ちょっと確認したいんですけど、競技会等ということで、合宿なんかという話でしたけれども、今、そういったことに何か補助なりって出るようなことはあるんですかね、市と

して。

○ 樋口龍馬委員長

現行の助成制度について、理事者、お答えできますか。

○ 川森スポーツ課長

先ほど言われましたナショナルチーム等の合宿ということに関しましては、特に今、助成制度というものはございません。

○ 樋口龍馬委員長

ということでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、「等」って入れるということだと、そこに助成していこうよということ
を条例で定めていこうということになるのかと思うので、もう少し慎重に皆さんで議論する
必要があるのかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

この点について、集中的に議論をという森川委員からのご提案がございましたので、この
点に絞って一度、集中的に議論をしていただきたいというふうに考えております。

では、ご意見等ございます方、おみえになりましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 早川新平委員

その各種大会への参加に際し、費用面で苦慮しているスポーツ関連団体って、ここに
苦慮って書いてあるんやな。荻須委員が指摘をされたところに関しては、そういう資金的
な援助も考慮するべきやと。特に合宿等に非常にお金がかかっているという現状を踏まえ
れば、ある程度、条例をつくる以上は、苦慮しているというところが出ているので、スポ
ーツ選手等を育てていくというのは非常に大事な事なのかなというふうに私は思います
ね。

○ 樋口龍馬委員長

早川委員からは、「等」を入れるべきではないかといった旨の発言をいただきました。
他にございますでしょうか。

○ 太田紀子委員

私もやっぱり、幅を持たせるというか、今後、そういうところに支援ができるものならして、1人でも多くの方々にという思いがあると、「等」とかいう言葉を入れたほうがいいんじゃないかと思っております。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

競技会等にしてしまうと、すごく広がる感じはするかなと。合宿も、ナショナルチームの合宿ってさっきおっしゃっていましたが、競技団体に応じて事情が違ふとかといういろんなケースがあるので、これはもう少し検討したほうがいいんじゃないかなというふうに、ここの中で、すぐに競技会等を入れて合宿費用も含めていくというのは、少し無理があるかなって現時点ではそう考えますが。

○ 樋口龍馬委員長

実は私としては、競技会等というのがすべからくオリンピックに直結するんだったら、初めからトップアスリートの文言を外す必要なんかさらさらなくて、もっと広い幅でとっているんで、その後ろに文言としてつけ加えさせていただいている中で、技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上でというふうに書かせていただいているところが、それらの部分を、必要に応じてというとあれですけど、読み方だとは思うんですね。なので、この競技会というものを単独で取り上げて、ああ、あの競技会のことだなとイメージしてしまった時点で、やっぱりトップアスリート養成条例になっちゃうのかなという気持ちはありまして、三陸陸上競技会だって競技会じゃないですか、いったら。というような思いで、私は、もう少し裾野の広いところで競技水準の向上という条項を捉えている部分がございます、競技会に「等」をつけるのかなという、今、自分としては決めかねるような状

況でございます。

こういった中で今、正副委員長で預かってしまうと、荻須委員の思いが反映できるのか否かというところについては、やや自分としては疑問符が残るんですが、荻須委員、いかがでしょうか。

○ 荻須智之委員

具体的に税金を個人に分け与えるというのには非常に難しい問題があるので、県は体育協会に一旦渡して、体育協会が取捨選択して、約2億円を高校生のチーム、個人に渡していますね。それは、使用目的が必ずしも競技会だけではないと。合宿の費用が大きくなりますので、そういうことを小中学校をつかさどる市が本来は小中学生にするべきではないかということは、以前からもお話しさせていただいているとおりになんです。ですので、使い道が競技会だけというふうに表現が限られるというのは、これは、競技をやっている団体から見ると、片手落ちという感じには捉えられるんですね。ですので、もう少し柔軟に、しかも出さなければならないのか、それは当然、体育協会なりどこかに基準はつくらせることになると思うんですけども、その前にもうとめてしまったら先に進まんということもありますので、この「等」とするか、もしくは附帯するような行事というような形で、合宿等にも場合によっては出せるというような道を残していただければと思います。

きょうも1人、パンパシフィックの世界大会に出る中学校2年生の平泳ぎの選手が市長に会いに来ますけれども、もうご家族としては、そこへ行くまでに物すごいお金を使っています。やめていく人間もたくさんおります。

ということで、トップアスリートというのは、私も前から言いますが、全国3位以内に入ったような者についてというものにだけでもいいんですけども、そういう補助なり、道が開ければと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

済みません、今荻須委員の発言は個別具体の政策に偏っておりますので、これ、条例という広い幅の中で見ると、やや合わないのかなという気が私としてはしております。計画の中でこそうたわれるべき話であり、後々のこの条例の中で、個別の政策を思い描きながらの制定ということに、私は一定の違和感を感じるんですが。

○ 荻須智之委員

今回の条例にも、体育協会の連中もいろいろ期待するところがあります。というのは、市長が前回の選挙のときに、トップアスリート養成事業をやるんだと。やったのは、結局、グランパスの選手を呼んで講習会。講習会やから、入門にはいいんですけども、トップアスリートに近づいてきた者にとってはあんまり意味のないことだったんです。ということで、当然、細かいところへ突っ込むのはどうかと思ったんですが、そこへ行く道の窓口が先に塞がれるのはどうかということで発言しました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

森川委員、挙手されてましたね。

○ 森川 慎委員

いっそのこと、「競技会へ」から「よる」まで削除したらいかがでしょうか。「計画的な」から残っていれば、荻須委員のおっしゃるような意図も含まれるし、個別具体的などころにも余り思いをはせることはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

それだと、荻須委員の思惑からさらに大きく外れるように感じるんですが、荻須委員、いかがですか。

○ 荻須智之委員

そうですね。どういう形でもいいんですけども、そういう財政的な支援というのは将来、可能性は残していただけるのであればいいんですけどね。

○ 樋口龍馬委員長

何度も申し上げますが、条例は、財政支援を根拠にするものではなくて、政策に対する根拠でございますので、政策に財源が伴うかどうかという点を議論するのが条例の枠の中ではないというふうに、委員長としては考えているところでございますが、この件について

では、これがいいとか悪いとかではないんですけど、例えば、体育協会がという話がよく出ますが、あれは体育協会が事業を受けていく中で、指定管理のプロポーザルに対して選手の育成等をうたっているという契約上の問題で、体育協会が委託の中から事業を立案しているというふうに私は理解しているんですね。

例えば、今回の指定管理が体育協会になるとときには、実は他の業者さんも応札をしている中で、それぞれがそれぞれの提案をされてきたところでもあります。体育協会というものだけを思い浮かべてしまっても、やはりこの条例というのは、ありきになってしまうというのは私は好ましくないのかなというふうに考えているところでもあります。もちろん、市の現状としては体育協会がそれらのことを担っていただいている、それが今後続いていくのか続いていかないのかということも含めて、あんまり個別具体の政策を思い浮かべながら条例制定をしてしまうと、かえって四日市のスポーツ振興の首を絞めるようにも私自身は感じておるんですが、この「等」をつけるつけないによって、そこまで個別にいくかどうかということについても。

○ 笹岡秀太郎委員

読み取り方がどうなるかちょっとわからんけど、例えば、競技会への派遣で、読点になっているのを「や」にかえて、研修会または講習会の開催等の「等」にかけるというところで、荻須委員には理解していただいたらどうかな。ただし、財政的援助をするという目的ではないというのは、やっぱりこれは委員長のおっしゃるとおりだけれども、ただ、考え方の視点という方向性だけは残しておいてもええのかなと。

○ 樋口龍馬委員長

このようなご提案を今いただきました。

事務局に確認いたします。この読点を「や」にかえることによって、条例上、問題は発生しないでしょうか。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

直接的なご説明になるかどうかわからないんですけど、先ほど荻須委員からのご意見でありましたナショナルチームへの派遣的なものというのは、それは、あくまでやはり競技

会ではないんだろうなと理解するんですが、それらは研修会とか講習会の位置づけに含まれるような内容でございましょうか。もしそれであれば、現行のこちらの条文と解説で十分読み込めますし、そうでなければ、またちょっと正副委員長のほうでご検討いただく必要があろうかなと思っております。

私からは以上です。

○ 樋口龍馬委員長

荻須委員は確かに非常に深い見識をお持ちのところでございますが、ナショナルチームの合宿というものについての概念が、申しわけないんですけど、オフィシャルなものかどうかということについて、ここでは委員長としては判断をいたしかねる部分でございますので、ナショナルチームでの合宿等が研修会や講習会に当たるかどうかについては、一度、専門的知見の活用の中で確認をさせていただきながら、包含されるというような見解であればこのままで、包含されないということであれば、読点を「や」に変更するということも配慮の中に入れられるかどうか視野に入れながら、正副委員長でのみ込ませていただければなというふうに考えるところでありますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にこの第13条につきましてございます方、おみえになりましたら、挙手にて。

○ 森 康哲委員

ちょっと確認なんですけど、効果の十分な発揮を図る上でという文言で、十分なというのは主観的というか、人によって十分なのか、十二分なのか変わってくところがあると思うので、ここは解説の部分だけで表記はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

つまり、向上に必要なという文言に修正という形で、ご提案はよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

十分意味はわかるんですけど、人によってその物差しは違うと思うので、どこまでが十分なのかというのが人によって違う以上、条文としてはふさわしくないのかなと。ただし、解説では、こういうふうに表示していただければわかりやすく伝わることはできると思うので、条文の中では少し整理したほうがいいのかなど。

○ 樋口龍馬委員長

では、こちらの表記については、森委員の言われることを十分に加味して、一度、正副委員長のほうで検討させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

逐条解説のほうなんですけど、ちょうど真ん中の辺で、早川委員のほうからもここは出ていましたけど、費用面で苦慮しているスポーツ関連団体という、こういう表現があるんですけど、費用面で苦慮する、日本語的にこれで合っているのかなというのをちょっと疑問に思わなくはないんですけど、苦慮するというのは、うまく表現できませんけど、ああしようか、こうしようか悩むさまとか、何かそんなような気がするので、このスポーツ関連団体は費用面で、ああしようか、こうしようかじゃなくて、決定的に足りないんですよ。それが、費用面で苦慮するという日本語がフィットするのか、その辺をちょっと教えてほしいんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

表現について、費用面で苦慮するという表現が適切か否かという点について、ちょっと私は今、基準を持っておりませんので。どうしようかな。事務局、コメント、寄せにくいですね、これ。

この表現については、一度精査をさせていただき、適切であるかどうかという判断も含めて、次回に改めて提案させていただきたいと思いますので、一度、正副委員長のほうにお預けいただければと思います。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

今の加納委員の費用面というのも確かにちょっと違和感があって、これは金銭的だけなんですよね、費用面ってなると。そうすると、活動に対して苦慮しているという意味は包含されやんのやわね。だから、加納委員が違和感があるというのは、文言だけなのか、費用面で苦慮しているという表記がちょっとおかしいのではという問題提起やと思うんやけれども、現実には、費用面で苦慮しておるところというのは、活動に対して苦慮しておるんやわね。例えばいろんなところで、きれいごとじゃなしに、必ず金は発生するのでね。いろんな団体でスポーツをやっていて、例えば、先ほど荻須委員が指摘されたような、大きないろんな大会は東京でやるのが非常に多いので、そういう活動面の資金を捻出するのに、みんな苦慮しておるのが実態なんやね。そやから、これは事務局で費用面なのか、それとも大きく広く金だけじゃなしに、活動面と表記したほうがええのかとかも含めて。確かにご指摘どおりやとは思いますが、費用面で苦慮しておると。イコール活動面という、活動に対して苦慮しておるんやなというのが現実問題ですよ。いろんなスポーツ団体というか。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

だから、その結果、活動に苦慮している……。ごめん、委員間討議でええのかな。それは投げかけたので。現実論はこれで、非常に苦慮しています。

○ 樋口龍馬委員長

文章の内容についてはご賛同いただいているのかなというふうに感じているところがございますので、表現についても一度精査をかけさせていただくということでご理解いただければと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

内容についても、市として必要な支援を堅実に行っていくという決め打ちは、やはり費用面に係ってくるので、財政的な支援をしていくんだということの重要性をうたっているもので、やっぱり加納委員のおっしゃるのが正解で、これは、費用面で苦慮しているという

部分の表記はやはり削除すべきかなという気がしますが。

○ 樋口龍馬委員長

この文言というか、この文章につきまして、整理をかけさせていただきたいと思います。

第13条、他にございませんでしょうか。

○ 萩須智之委員

ご参考までに。

お金のない団体、ある団体、当然あります。ほとんどの競技団体はお金がありません。先ほど委員長が説明された体育協会なんですけど、これ、体育協会は二面性がありまして、指定管理者として業務を請け負うという会社としての面と、各アマチュア競技団体の寄せ集め、もともとはそうだったんですけど、そういう形があって、財源を持っている、そういう競技団体ってほとんどないんです。サッカー等は割と裕福なほうなんですけれども、それで自分たちでお金を稼いでいるというところもあって、そういう努力をしているところは財政的に全く苦慮しているというわけではないわけですが、そういう努力がしたくてもできないところが多いということで、でこぼこはあります。ただ、それを苦慮しているところだけをとということになると、やはり先ほど笹岡委員が言われたように、削除しておいたほうがいいのかという気もしますし、解説のほうですから、確かにお金に困っているところがあるということアピールするためには残したほうがええかなとも思いますけれども、そういういろんな団体があるということだけご紹介しておきます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見をいただきました。

では、次に進めさせていただきます。

続きまして、第14条、指導者の確保及び育成、この部分についても、議論を呼びました、トップアスリートの文言の修正であったり、専門的知見の中で皆様と意見交換するうちにでき上がってきた考え方について修正をさせていただいておりますので、読み上げを行いたいと思います。

第14条の第2項で修正がございます。

市は、指導者等及び優秀なスポーツ選手が、その有する能力を地域スポーツクラブ及び地域におけるスポーツ活動に生かすことができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

これは、私どもが作り上げていく中では、イメージとしては、熊谷市で言っていたトップアスリート枠採用の職員さんたちのような動きであったり、アルビレックスで抱えている選手たちの動きであったりというのを若干想像しながら書き上げたものでございます。

次、第3項の部分なんですけど、これは読点を加えさせていただいたものでございます。

解説につきましては、先ほどの第2項に係る部分を中心的に修正がなされておりますので、読み上げをさせていただきます。

市のスポーツ選手やスポーツチームの競技力向上、地域スポーツクラブの発展や地域スポーツ活動の活性化を図る上で優秀な指導者の存在は欠かせませんというふうにさせていただきました。これは、冠についておりました、トップアスリートの養成はもちろんのことという文言を削除させていただいております。

続きまして、段落の真ん中、また、地域スポーツクラブ等の指導体制の充実を図るためには、例えば優秀な指導者を招聘し、その人材のもとで指導者を目指す学生ボランティア等が指導力を身につけながら能力を磨くことができる環境や、国内外で活躍するトップアスリート等の優秀なスポーツ選手に直接アドバイスを受けることができる環境づくりを進めていくことが有効です。市民等にとって、充実したスポーツ指導を受けながら競技力の向上やスポーツに親しむことができる環境が整い、地域スポーツとトップスポーツの好循環が生み出されることを期して、指導者及び優秀なスポーツ選手が、その有する能力を地域スポーツクラブや地域のスポーツ活動に生かすことができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとしておりますというふうに改めさせていただきました。

この真ん中のトップアスリート、こちらについては、活用の部分でございますので、あえて優秀な選手と直すことなく、トップアスリート等の優秀なというふうにトップアスリートの文言が一部残っているということでございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

先ほどからずっとトップアスリート、トップアスリートって表現されていますけど、そのトップアスリートというのは、先ほどもご説明いただいたような、全国大会で3位以内、

日本で3位以内の選手のことをトップアスリートというので理解しておいてよろしいんですか。

○ 樋口龍馬委員長

違います。それは荻須委員の考えられるトップアスリートであって、そのような定義は一切ございませんので、ご理解いただければ。トップスポーツで活躍するプロ選手も、もちろんトップアスリートというふうに理解しておりますし。

○ 森 康哲委員

その上で、これはずっと条項ずれとか文言の修正をしているわけですがけれども、その前に、前文でもトップアスリートってありますよね。これは、もうこのままということで。

○ 樋口龍馬委員長

前文について、トップアスリートという表現を使用するか否かについては、こちらのほうで一考させていただきたいという前回のとおりに、まだ使用するか、使用しないかというのは、全体の文章を見ながらというふうに考えておりますが。

○ 森 康哲委員

わかりました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

他に第14条についてございます方。

○ 日置記平委員

別段、この第14条じゃないんだけど、我々、これを作成して、より充実したものをつくり上げる努力は、これはもう欠かせないんだけど、憲法じゃなくて、完璧なものを目指すというのは、確かに目指す方向はそれで視点はいいんだけど、余りにも完璧を目指し過ぎて、形だけにとらわれても、これはどうかなというふうに思いますね。だから、難しいけど、日本語、まずそこそこのものをつくって、そして、そこから徐々に階段を上がって

くという形の起点に立って検討するほうがええのかなというふうに感じましたので。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。応援をいただいたところでございます。

第14条につきまして。

○ 笹岡秀太郎委員

うまくまとめていただいて、高く評価したいんですが、例えば、これは地域スポーツ等の指導体制の中で、例えば優秀な指導者を招聘するというふうには読み取れるんですけど、例えば行政マンとして、熊谷市みたいに何か招聘するみたいなところは、ここからはちょっと読み取りにくいかなという思いがするので、そういう部分を包含できるような何か手法というのがないのかなと。あえてここで、それも入っていますよということであれば、我々はそれで、そういう認識はしますけれども。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

まず、先ほど来から言うように、なかなか個別の政策を思い浮かべながら条文をこさえていくというところは難しいところがありまして、あるべき姿の想像の中には、笹岡委員が言われたようなことは間違いなく入れていきたいとは思っておるんですが、なかなか読みづらいというご指摘もいただいておりますので、一度、解説について思いが入る部分がないかということを見せていただくなり、例えば前文の中のストーリーを組み立てていく中で書かせていただくなりというような配慮ができればなというふうに感じるところでありますが、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

それでもいいんです。例えば一番最後の、さらに学校とかスポーツ団体の指導者等が相互に連携しという部分の中で、さらにの部分に何かそういうものが包含できるような、例えば中学校の教育活動の充実や課題解決に向けた対応策、これが例えば学校の教員採用枠とか、そういうところにも生きてくるようなところも少し包含できるような表現で十分かなという気がするので、必ずそうしなさいよという意味で言うておるんじゃないかと、道を

少し開けるような、熊谷市さんがどういうふうな表現をしておったのか、ちょっとその辺、よくはっきり確認はしていないんですけれども。という視点で発言しておりますので、これも正副委員長にお任せします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

ヒントもいただきましたので、入れるような格好で取り組みたいと思いますので、一度、預けていただければと存じます。

他に、第14条ございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

視察を受けてのイメージで見た認識はしていただいていると思うんですけれども、市長部局の人事権の問題になってくると思うので、それを条例で縛るという形にはならないですかね。

○ 樋口龍馬委員長

私も、先ほども言わせていただいたように、道を開くという程度の書きぶりしかできないと思います。そこは、しっかりと市長部局とも確認をとりながら。ただ、この「さらに、」以降の中で、行政採用みたいなイメージが全くできないよねという笹岡委員のご指摘はいただきながら、その道が開けるような書きぶりであったり文言について、追記ないし修正を考えていきたいという旨の発言だにご理解いただければと存じます。

○ 笹岡秀太郎委員

まさしく委員長のおっしゃるとおりで、例えば、防災の面に関する土地活用の道も開けていく中、この分野もそういう視点は必要ではないかという思いがするので、特に大きな問題にはならんと思うので、その点だけ申し伝えておきますけど。

○ 樋口龍馬委員長

そのように計らわせていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ないようですので、第15条に移ってまいりたいと思います。

少し時間が長くなってきておりますが、もうあとわずかでございますので、おつき合いいただければと存じます。

第15条、こちらにつきましては、条項のずれを修正したという部分と解説中に追記を行っております。これは、プロスポーツの育成であったり養成であったり、その招致であったりというところについて、強い思いを載せていきたいという、さまざまなご意見をさまざまな委員の方から頂戴していると。視察の中でも、オフィシャルじゃない時間の中でお話を伺っていても、多数にわたる委員の方からこういったご意見をいただきましたので、正副委員長のほうでまとめてみましたので、読み上げを解説についてさせていただきたいと存じます。

2行目から行きます。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活力向上に寄与する力を持ち合わせています。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムによる誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

ここからが追記です。

シティロードレースやサイクルフェスタなど、市が積み重ねてきたスポーツイベントが活性化してより地域振興につながるよう、また官民、プロ、アマ問わず、集客力あるスポーツイベントが新たに立ち上がり市中に活気が沸き上がることを目指し、戦略的かつ計画的に実施するための連携や組織的な取り組みを行うことが重要です、これらの視点からというふうにつけ加えさせていただいて、以降は同じです。スポーツでにぎわい、スポーツでまちを元気にするため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催または誘致に積極的に取り組むものとしていきますというふうに、中部分の網かけを追記させていただいております。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

意図がよりわかるようになったのでいいと思うのでこれでよいと思うのですが、単純に大会名の記載の方法だけですけれど、シティロードレース大会、四日市スポーツサイクルフェスティバルだったと思うんですけど、この辺、サイクルフェスタとやってしまっているのかなとか、サイクルスポーツフェスティバル、略したらサイクルフェスタと呼んでいるのかもしれませんが、その辺の大会名を正式にきちんと入れておいたほうが良いような気がするんですけど、どうでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

これは、公称に直させていただきたいと存じます。

逐条解説について、これ、私のほうから事務局に質問なんですけど、例えばシティロードレースの名前が変わったりしたときというのは、逐条解説にも修正を加えるということになるんですかね。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

仮に条例が成立して、もう施行となると、この条文とともに逐条解説を執行部さんにこれの施行も含めてお願いする形になります。また、この後ろに条文の見直し等の規定もございまして、そのときに折々、訂正等、修正かけていただく取り扱いになろうかと思っております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

もう一点、先ほど加納委員から質問のございました通称ではなく、公の正式名称での掲載ということでよろしいでしょうか。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

これは、おっしゃるとおり公称にさせていただいたほうが間違いないと思いますので、事

務局のほうで確認いたしまして、皆さんそれでよろしければ、公称の名称に修正させていただきます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

済みません、委員長の勉強不足で通称が通って行ってしまいました。修正をさせていただきます。

○ 森 康哲委員

さらに、公称で表記していただくということであれば、この解説の文言のさらに解説として、参考という形で、参考1、2というふうにして、いつごろから大会が開催されているのかとか、そういう説明もしたほうが丁寧に伝わるのかなと思うし、先ほど、ちょっと戻りますけど、トップアスリートの表現でも、人によっては捉え方が違うので、その辺の説明をさらに、参考1、2とかという表現で下に書き足すということも必要なんじゃないかなと思うんですけれども。より丁寧にわかりやすくなると思うので。

○ 樋口龍馬委員長

先ほど来言っている部分に関しては、解説内での文言の説明について、より丁寧に行ったほうがいいのではないかというご指摘ですね。それはやぶさかではないのですけれども、シティロードレースについては行政が起こしたというより、今、実行委員会になっている中で、その歴史を書くのか書かんのかというところ、サイクルフェスタのほうは行政がやって、今も行政が所管していますけど、シティロードレースは、実は行政は事務局としてしかかかわっていない、実行委員会がずっとやっているの、どうなのかな。ちょっと一度、正副委員長のほうで持ち帰らせてください。表現の仕方について検討してまいります。

○ 笹岡秀太郎委員

関連して念のため確認やけど、そうすると、四日市市の努力以外のところで、ロードレースが中止になる場合もあるわけやね。なくなるということもあるわけやね。継続してこれを必ずやるというんやったらいいんやけど、条例に表記する以上、ある程度何年かは継続してやってもらうんやけど、これは何年か継続して、サイクルフェスタも何年か継続し

てやるというふうに理解をした上で臨めばいいんですか。それとも、こういう個別のもう
具体名を挙げずに、例えば市が積み重ねてきたスポーツイベントとか、ほかにも包含させ
ていくという手もあるんだけど、特にこの二つ、個別の競技名を出してやっているけど、
間違いなく条例は長く続くので、都度変わるようなことでは困るので、その辺の確認だけ
したいんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

私の知り得る限りにおいては、シティロードレースは、向こう三、四年は間違いなく開
催される段取りで、ただ、毎年、開催について確認はしていこうという申し合わせになっ
ているかと思いますが、サイクルフェスタについては、産業生活常任委員会で否決されな
い限りは続けていくしかないかなとは思っているんですけども、そこについて個別具体
に表記するべきかどうかも含めて、行政部局の考え方を確認したいと思います。

○ 川森スポーツ課長

私も、サイクルフェスタのほうについてはどういうふうなということまでは、ちょっと
申しわけございませんが、今、把握できておりません。

シティロードレースに関しましては、この秋から中央緑地公園の工事が始まってまいり
ます。その中には当然、これまではシティロードレース大会は中央緑地公園の陸上競技場
や、それからトレーニングコースを利用してやってきているというものがございますので、
私どもとしましては何とか開催したいなというふうには思ってきて、そのように努力をし
ているわけでございますけれども、今現在、まだ具体的に、どんなやり方というのものも
決まっておりませんし、だんだん、検討すればするほどハードルが高くなってきていると
いうような状況になっています。したがって、大変申しわけないんですが、委員長が
この先3年、4年というふうな話については、ちょっと今の段階では確約はできないよ
うな状況でございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

そのような状況ですが、笹岡委員、よろしかったでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう流動的な要素もあるので、個別名はもう避けるほうがいいのかなど。これは意見です。皆さんが載せたほうがいいのかというのであればいいんですけど。市が積み重ねてきたスポーツイベントという意味で、そういうものを包含させていくというのも一つの手かなという思いがするので、意見だけ申し上げます。

○ 樋口龍馬委員長

了解しました。

○ 日置記平委員

思いです、強い思いね。解説のところに、観光という文字が入ってきましたね。それから、地域経済にという文字が入ってきました。これは大事なことなので、これを重要視するためにも、今の大会勢のスポーツ参加者を募るためのイベントというのは、極めて重要だと思いますよ。もうこのシティロードレースなんて、四日市、遅過ぎるくらいでね。全国的にはもう拡大の一途ですよ、これ。今や国民は、ニューヨークへ行ったり、ハワイへ行ったりするくらいなので、これは海外のそういったところについては、観光という、あるいは地域経済という資源の大変重要な収入源になるわけです。思うに、これはやっぱり、もうさらに拡大していく方向で、とどまることを知らんような形で市は取り組んでもらうべきだという、これは私の思いね。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。思いの一端を述べていただきました。

他に第15条、ございますでしょうか。

○ 三木 隆委員

さっき笹岡委員が言われたように、不確定な要素がある流動的なという部分で、やっぱりシティロードレースとサイクルフェスタですか、この表現はないほうがいいのかと思いました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

私も同じで、笹岡委員がおっしゃったように、市が積み重ねてきたスポーツイベントからの文言だけで、十分既存のスポーツイベントも充実を図り、また、プロ、アマ問わず、新たに開催とか誘致に努めるということは読めばわかると思いますので、それだけでいいんじゃないかなと私もそう思います。このところが変わるだけで、逐条解説も変更しなきゃいけないというのは、それは物すごい手間なので、それは笹岡委員に大賛成です。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見いただきました。

集約されてきて、もう削除という方向で皆様の理解が一定方向に向かってきているのかなというふうに委員長としては感じております。もし皆様がもうこの時点でご了承いただけるのであれば、シティロードレースやサイクルフェスタなど、この文言について削除を確認させていただきたいなというふうに感じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

他に、第15条ございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきましたので、次のページ、第16条に移ってまいります。

第16条につきましては、これは条項のずれと、あと、オリンピックの後に、「やパラリンピック」というふうに、パラリンピックをつけ加えさせていただきました。

顕彰の方法については、さまざまご議論もいただき、意見交換を行ってきたところですが、やはり個別の政策について、余り顕彰方法について条文の中で明記をしてしまうと、行政の今後考えていく足かせになっていけないということで、この際、余り絞り込んだ顕彰方法や新しいものを提案するのではなく、条例としては顕彰の必要性についてのみをシンプルに訴えさせていただくというふうに正副委員長で考えまして、このような形で大きな修正なしで出させていただきます。

この点につきまして、ご意見、ご質問等ございます方は、挙手にてお願いいたします。

○ 早川新平委員

今委員長が説明していただいたところを加味すれば、「や」を点にしておいたらあかんの。全く意味変わるの。「オリンピック・パラリンピックなどの」、点ではあかんのかな。セットやでさ、今。

○ 樋口龍馬委員長

なるほど。要は、中点ということですね。

○ 早川新平委員

中点というやつ。今のリオなんかもやっていない。「オリンピック・パラリンピック」というもうセットになっておるので、だから、真ん中の点という意味ね、私が言うのは。

○ 樋口龍馬委員長

読点ではなくてということですね。

○ 早川新平委員

そう、そう。中点ね。

○ 樋口龍馬委員長

「や」を中点に変更するというので、皆様ご異論なければ、一度、日本体育協会なのか、オリンピックのJOCなのかかわからないですけども、確認させていただいて、なるだけ正式な表記に近づくような格好で、オリンピックとパラリンピックはきょうびセット

になっていて、「オリンピック・パラリンピック」という表現が好ましいということであれば、そのように合わさせていただきたいと思いますし、いずれでも構わないというようなご回答であれば、中点に変えさせていただくと。ちょっと別で並列表記をしていただきたいと思いますというご意向があれば、並列表記の「や」でこのままいかせていただきたいと思いますということで、これは確認をとらせていただいて、修正をさせていただきたいというふうに存じます。

他にございますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

第13条のほうも同様の対応をさせていただきたいと存じます。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

第16条、顕彰について、なしのお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、第17条の見直し条項ということで、これも条項ずれでございます。

先回の議論の中で、中川委員のほうから、市長はの後に議会の役割というのをこの条文の中に残してはどうだというお話もあったのですが、やはり執行部局の権限の中において見直しを図っていく、議会としては所管の常任委員会のほうでこの条例について確認をしていくというのが適当であろうというふうに正副委員長では判断させていただき、条項ずれのための修正とさせていただいております。

この第17条につきまして、ご意見、ご質問等ございます方は、挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

最後、委任の規定でございます。

これも条項ずれでございますが、施行に必要な事項について別の規則で定めるという規則に係る条項になっております。ずれの修正のみでございます。

この点につきまして、ご意見、ご質問等ございます方は、挙手にてお願いします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

長くなってしまいましたが、本日確認をしてまいるところについては、修正点については以上でございますが、今から、この修正箇所以外のところでご意見、ご質問等がございます方、挙手にてお願いできますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

あるということであれば、一度、休憩を挟ませていただいて、ご発言をということになりますが、ないようでしたら進めさせていただきますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、進めさせていただきたいと存じます。

今後の日程についての確認となっております。

前回確認済みのところで、第7回として8月18日10時より、今回の皆様のご意見を反映させたものを、かつ専門的知見の活用というところで、教授、准教授お二方に本日の皆様

のご意見を反映させたものについて一度ご確認いただき、また、そのご意見をいただいたものを皆様に確認していただく日として、8月18日を定めてございます。その8月18日の中で、さらにもう一日積みたいよという皆様からのお声があった場合は、前回も言いましたように、予備日として押さえてございます8月23日を使わせていただきたいというふうを考えているところでございますが、これはもう既に確認済みの日程でございます。

本日の新たな日程といたしましては、専門的知見の活用といたしまして、9月16日に今回の条文等をコンクリートしたものというか、パブリックコメントにかける前のものを手元の資料としながら、専門的知見の活用で教授、准教授との意見交換を行っていきたいということで、9月16日、まことに日程が決め込みで申しわけないんですが、日程確保が難しくなっております。9月16日金曜日午後1時半からとさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご確認いただきました。では、次回は8月18日でございます。

本日は、大変長らくお疲れさまでございました。お盆前でございます。風邪等引かれな
いよう、ご自愛ください。ありがとうございました。

15 : 05 閉議